



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*183 和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

(青少年・男女共同参画課)..... 1

規 則

和歌山県規則第183号

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則（平成20年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、和歌山県未成年者喫煙防止条例（平成20年和歌山県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

別記様式中「和歌山県未成年者喫煙防止条例」を「和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例」に、「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。